

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年6月30日(2023.6.30)

【公開番号】特開2023-9264(P2023-9264A)

【公開日】令和5年1月19日(2023.1.19)

【年通号数】公開公報(特許)2023-011

【出願番号】特願2022-184127(P2022-184127)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 3 4

A 6 3 F 7/02 3 3 3 Z

A 6 3 F 7/02 3 3 2 B

【手続補正書】

【提出日】令和5年6月22日(2023.6.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

20

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

抽選手段による抽選結果が特定結果である場合に所定の遊技利益を付与する遊技機であつて、

所定の装飾が施された装飾部を備え、

前記装飾部は、少なくとも一方側の面にLEDが実装されており、前記LEDを電気的に接続する所定の回路を構成している銅箔を備え、白色のソルダーレジストからなる被覆が施されている特定発光基板と、

前記特定発光基板の一方側の面に設けられた第一部材と、

前記特定発光基板の他方側の面に設けられた第二部材と、を具備しており、

前記特定発光基板は、前記銅箔を設けない特定領域を備え、前記特定領域は、前記特定発光基板の外周縁から所定距離内側に前記銅箔が設けられることで前記特定発光基板の周間に形成される領域であり、

前記第一部材と前記第二部材と前記特定発光基板を組み合わせた状態では、前記第一部材と前記第二部材の一方が他方に嵌入して、少なくとも一部が重なり合うよう構成されてなり、

前記第一部材と前記第二部材と前記特定発光基板を組み合わせた状態で重なり合う部位によって生じた経路の長さと、前記特定領域の所定距離とによって、前記装飾部の外部から前記銅箔までの沿面距離を増加させるものであり、

前記第一部材と前記第二部材と前記特定発光基板を有する前記装飾部は、可動手段によつて可動可能であり、

前記特定発光基板は、一方側の面に形成される第一配線パターンと、他方側の面に形成される第二配線パターンと、前記第一配線パターンと電気的に接続される第一ランドと前記第二配線パターンと電気的に接続される第二ランドとを有するスルーホールと、を有し、前記スルーホールのうちの電子部品を実装しない特定スルーホールは、少なくとも外周縁部が前記白色のソルダーレジストで覆われる特定ランドを有するものである、

ことを特徴とする遊技機。

40

50

【手続補正2】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0002**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0002】**

従来より、前後に貫通した切欠部を有し表面に金属メッキが施された装飾体と、装飾体の切欠部を閉鎖している透光性を有したレンズ部材と、装飾体の後側に設けられておりレンズ部材を通して前方へ光を照射可能な複数のLEDが実装されている基板と、を備えた遊技機が提案されている（例えば、特許文献1）。この特許文献1の技術によれば、装飾体における金属メッキの輝きにより、装飾体の見栄えを良くすることができると共に、LEDの発光により装飾体を発光装飾させることにより、遊技者の関心を引付けさせて楽しませることができる。

10

【手続補正3】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0003**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0003】****【特許文献1】**特開2015-223485号公報

20

【手続補正4】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0004**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0004】**

ところで、特許文献1の技術のように、表面に金属メッキによる金属装飾部が施されている装飾体では、装飾体の表面において静電気が蓄積されると、金属装飾部の部位では導電性が高いことから、表面の全体に蓄積された静電気が一気に放電されることとなり、放電（スパーク）の電圧（放電圧）が高いものとなる。そして、特許文献1の技術では、金属メッキが施されている装飾体の後側に基板を設けていることから、金属メッキと基板とが可及的に接近しているため、装飾体（金属メッキ）と基板との間で、金属メッキにおいて蓄積された静電気が放電されてスパークが発生する恐れがある。従って、金属メッキと基板との間でスパーク（放電）が発生すると、基板に実装されているLED、LEDライバIC、抵抗器、等の電子部品が破損してしまい、装飾体の発光装飾（発光演出）を行うことができなくなることで、遊技者を楽しませることができなくなってしまって、遊技者の興趣を低下させてしまう恐れがあった。

30

【手続補正5】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0005

40

【補正方法】変更**【補正の内容】****【0005】**

本発明は、上記した事情に鑑みてなされたもので、その目的とするところは、静電気が基板へ放電され難くすることで電子部品の破損を抑制することが可能な遊技機を提供することにある。

【手続補正6】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0006

50

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0006】**

上記した目的を達成するために、本発明においては、抽選手段による抽選結果が特定結果である場合に所定の遊技利益を付与する遊技機であって、

所定の装飾が施された装飾部を備え、

前記装飾部は、少なくとも一方側の面にLEDが実装されており、前記LEDを電気的に接続する所定の回路を構成している銅箔を備え、白色のソルダーレジストからなる被覆が施されている特定発光基板と、

前記特定発光基板の一方側の面に設けられた第一部材と、

10

前記特定発光基板の他方側の面に設けられた第二部材と、を具備しており、

前記特定発光基板は、前記銅箔を設けない特定領域を備え、前記特定領域は、前記特定発光基板の外周縁から所定距離内側に前記銅箔が設けられることで前記特定発光基板の全周に形成される領域であり、

前記第一部材と前記第二部材と前記特定発光基板を組み合わせた状態では、前記第一部材と前記第二部材の一方が他方に嵌入して、少なくとも一部が重なり合うよう構成されてなり、

前記第一部材と前記第二部材と前記特定発光基板を組み合わせた状態で重なり合う部位によって生じた経路の長さと、前記特定領域の所定距離とによって、前記装飾部の外部から前記銅箔までの沿面距離を増加させるものであり、

20

前記第一部材と前記第二部材と前記特定発光基板を有する前記装飾部は、可動手段によつて可動可能であり、

前記特定発光基板は、一方側の面に形成される第一配線パターンと、他方側の面に形成される第二配線パターンと、前記第一配線パターンと電気的に接続される第一ランドと前記第二配線パターンと電気的に接続される第二ランドとを有するスルーホールと、を有し、前記スルーホールのうちの電子部品を実装しない特定スルーホールは、少なくとも外周縁部が前記白色のソルダーレジストで覆われる特定ランドを有するものである、

ことを特徴とする。

【手続補正7】

30

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明の遊技機においては、静電気が基板へ放電され難くすることで電子部品の破損を抑制することが可能な遊技機を提供することができる。

40

50